

青森県報

第二千六百十八号

平成十八年
四月十九日
(水曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更……………	(市 振興町 課村)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(政 健康福 課社)	一
介護保険法による調査機関の指定……………	(保 高 齡福 課社)	一
介護保険法による情報公表センターの指定……………	(保 同 課)	二
保安林の指定予定……………	(林 政 課)	二
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………	(出 納 課)	二
証紙売りさばき人の名称の変更……………	(同 同 課)	二
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(同 同 課)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県 民生 活 課)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(政 策 課)	三
教育委員会……………	(保 健衛 生 課)	三
県文化財の指定……………	(文 化 課)	四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(保 護 課)	四
……………	(総 合 学 校 教 育 セン ター)	四
……………	(人 事 課)	五

告 示

示

青森県告示第三百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、津軽広域連合の規約の変更を平成十八年四月六日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
田中歯科クリニック	五所川原市金木町朝日山三三八の一	平成十八年四月十九日

青森県告示第三百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の三十一項の規定により、次のとおり調査事務を行う者を指定したので、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の四第一項の規定により公示する。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定調査機関	調査事務の所在地	指定年月日
住 所			

社会福祉法人青森県社会福祉協議会	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	平成一六・四・一
------------------	---------------	---------------	----------

青森県告示第三百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の三十六第一項の規定により、次のとおり情報公表事務を行う者を指定したので、介護保険法施行令（平成十年政令第百四十二号）第三十七条の十一において準用する同令第三十七条の四第一項の規定により公示する。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定情報公表センター	名称	住所	情報公表事務を行う事務所の所在地	指定期日
	社会福祉法人青森県社会福祉協議会	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	平成一六・四・一

青森県告示第三百五十九号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

一 下北郡東通村大字蒲野沢字大森一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。（）

青森県告示第三百六十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三沢市大字三沢字下夕沢八三の二一八

三沢食品衛生協会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

三沢市桜町三丁目一の六九

2 変更後の売りさばき場所

三沢市大字三沢字下夕沢八三の二一八

青森県告示第三百六十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、

青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三戸郡南部町大字斗賀字上平一三〇の三二

南部町商工会

二 変更内容

1 変更前の名称

名川町商工会

2 変更後の名称

南部町商工会

青森県告示第三百六十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十八年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三八四の三五

西建設業協同組合

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年四月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アイクル

三 代表者の氏名

後藤 富雄

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字神田四丁目一の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、人員輸送に関する事業を行い、高齢者、身障者等の日常生活における移動の安全と利便性をはかることにより、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び予定数量

プラテリア® B S E 三〇〇キット程度

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

十和田食肉衛生検査所総務課

十和田市大字三本木字野崎一の一三

四 契約の方法

一般競争入札

- 五 契約の相手方を決定した日
平成十八年三月二十四日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社八戸支店
八戸市沼館一丁目一五の三
- 七 契約単価
十一万八千三百三十五円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十八年二月六日

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第七号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第二十四条第五項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定し、及び県技芸の保持者に追加認定する。

平成十八年四月十九日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種別	名 称	員数	所 在 地	所有者
県重宝	唐草南部鶴紋時絵漆器	二二点	八戸市大字根城字東構三五番地一	八戸市
県重宝	漆器	七点	八戸市大字鷹匠小路一八番地	杉本旭
県重宝	南部鶴紋時絵漆器	七点	八戸市大字鷹匠小路一八番地	杉本旭

二 県技芸の保持者に追加認定するもの

種別	名 称	保 持 者 住 所	保持者
県技芸	根笹派大音笹流錦 風流尺八	弘前市大字大町三丁目一番地九 サンデュエル弘前駅前二〇一号室	山田史生

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年四月十九日

青森県総合学校教育センター所長 水 木 洋

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算組織の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総合学校教育センター
青森市大字大矢沢字野田八〇の二
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士通リース株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目七の一
- 六 契約金額
四千四百二十万三千六十八円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたもので
ある。

正
誤

人
事
課

平成18年 外第26号	発行年月日 番号
規 則	区 分
第 二 六 号	番 号
六 上 七	ペ ー ジ 段 行
十 二 条	誤
見出し及び十二条	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭